

第5部 県議会等の活動

第1章 被災地現地調査

県議会総務教育・福祉環境警察・農林水産・土木商工の各常任委員会は、鳥取県西部地震による被災状況等を把握して、その後の災害復旧に係る県の施策に生かすため、現地調査を実施した。

その日程概要は次の表のとおりである。

1 総務教育常任委員会の現地調査

調査日	調査場所	調査事項
10月24日	災害対策本部西部本部	・ 県西部における被災状況及び県の対応の概要
10月25日	県立武道館、北斗高校、あけぼの幼稚園、会見小学校、根雨高校、日野総合事務所、溝口町役場等	・ 建物の損壊状況等

2 福祉環境警察常任委員会の現地調査及び議長への申し入れ

調査日	調査場所	調査事項
10月11日	災害対策本部、米子警察署 米子市災害ボランティアセンター本部 安倍彦名団地、済生会境港総合病院 境港カニかご岸壁等	・ 県西部における被災状況及び県・警察の対応の概要、建物の損壊・ボランティアの活動状況等
10月12日	西部やまと園、西伯町ボランティアセンター、ひまわり保育園、日野病院、明倫小学校等	・ 建物の損壊・ボランティアの活動状況等

平成12年10月12日

鳥取県議会議長 廣江 弑 様

鳥取県議会福祉環境警察常任委員会

副委員長 初田 勲

鳥取県西部地震災害対策に係る指摘事項について

このことについて、下記のとおり指摘しますので、適切に対応して頂くよう御配慮願います。

記

- 1 日野病院の新病院に係る建築・消防確認を直ちに実施し、一刻も早い移転・開業を図ること。
- 2 各避難住民の要望を的確に把握し、避難所への風呂場の設置等生活対策を早急に図ること。
- 3 り災証明の前の詳細調査において、調査員による不均衡が生じないよう的確に行うこと。

3 農林水産常任委員会の現地調査及び議長への申し入れ

調査日	調査場所	調査事項
10月20日	災害対策本部西部本部 米子市彦名干拓地、境港弓浜開拓地 境漁港、境港水産卸売市場 西伯町法勝寺・能竹・登場・大木屋地内、日野町津地地内、江府町柿原地内、溝口町宇代地内	・県西部における被災状況及び県の対応の概要 ・液状化、排水路の損壊状況 ・漁港岸壁、水揚岸壁の損壊状況 ・林道、林地等の被災状況

平成12年10月27日

鳥取県議会議長 廣江 弉 様

鳥取県議会農林水産常任委員会
委員長 小谷 茂

鳥取県西部地震に関する申入れについて

去る10月20日に当委員会が実施した鳥取県西部地震被災地の現地調査に基づき、災害復興について下記のとおり申入れますので、適切に対処していただきますよう要請します。

今回、調査した個所はいずれも地震による被害が大きく、冬を間近に控え、災害に対する一刻も早い復旧と、被災者への行き届いた支援が必要であります。

記

- 1 被災施設等の早期復旧について
 - (1) 激甚災害の指定と早期復旧に必要な予算及び人員の確保
時期を失しない効果的な早期復旧を行なう必要がある

- (2) 彦名干拓地及び弓浜干拓地の液状化現象の調査、対策の検討並びに塩害などからの営農復旧
- (3) 被災を受けた農業施設及び農業基盤関係施設（水路・ため池など）の災害復旧
水路などは来春の耕作時期までには復旧しておく必要がある
- (4) 西伯郡や日野郡を中心とした林道施設、林地及び林産関係施設の災害復旧
とくに、人家の裏山崩壊などは緊急の復旧が必要である
- (5) 境漁港施設及び境港水産卸売市場施設の災害復旧

2 農林水産業への支援について

- (1) 農作物被害に対する農家への支援措置
- (2) 被災を受けた林業関係者への支援措置
- (3) 漁業者及び水産加工業者への支援措置

4 土木商工常任委員会の現地調査及び議長への申し入れ

調査日	調査場所	調査事項
10月11日	災害対策本部西部本部 米子港、安倍・彦名団地、彦名干拓地 境港管理組合、境港外港昭和北地区、境港外港昭和南地区、境港外港竹内地区 米子市本通り商店街	・ 県西部における被災状況及び県の対応の概要 ・ 港湾岸壁、建物の損壊状況、液状化状況等 ・ 岸壁の損壊、液状化状況等 ・ 商業経営への影響等
10月12日	西伯町伐株・赤谷地内、会見町役場、会見小学校、溝口町役場、日野町下榎地内	・ 建物、道路、橋梁の損壊状況等

平成12年10月16日

鳥取県議会議長 廣江 弉 様

鳥取県議会土木商工常任委員会
委員長 小玉正猛

当委員会が実施した鳥取県西部地震の現地調査を踏まえ、下記事項について、申し入れを行いますので、適切に対応していただきますようお願いします。

I 県への要請

1 生活支援

- (1) 激甚災害の指定及び産業基盤（道路、港湾等）の復興、公共施設の復旧費に対する国の補正予算化の要求及び県の予算措置
- (2) 災害復旧、住民支援のための専門家及び県職員派遣による人的支援
- (3) 市町村の災害対策事業への財政的支援
- (4) がけ崩れ、地すべり等の土砂災害箇所に対する受益者負担金の軽減
- (5) 被災住宅（全壊、半壊等）復旧費の支援及び仮設住宅の充実並びに既存融資制度に対する利子補給及び支払猶予延長
- (6) 災害対策関係情報の住民への連絡網（県・市町村職員の被災地の常駐）とその効率的な提供手段（電光掲示板等）の設置並びに被災地における住民への説明会の開催（産業復旧と経営相談、住宅復旧相談等の窓口の充実）
- (7) 災害廃棄物の一時保管場所の確保とその早期処分対策の実施
- (8) 急傾斜地の危険箇所に対する早期対応（指定条件の緩和、再調査）
- (9) 相談窓口の設置による総合的なケア対策（被災住民、従事職員のための公的機関への要請を含む。）
- (10) 生活支援のための新たな無利子貸付制度の創設
- (11) 高齢世帯など定住対策のための助成制度の創設
- (12) ライフライン（電話、水道）の今後の対応のあり方

2 産業復興支援

- (1) 新たな産業復興融資制度の創設（無利子、長期）
- (2) 境港の漁港・港湾施設（カニかご岸壁、耐震バース）の早期復旧
- (3) 竹内工業団地、安部彦名団地、崎津住宅団地等における液状化の被害に対する支援措置及び徹底調査並びに今後の対応
- (4) 商工、観光の売り上げの減少に伴う運転資金並びに施設整備に係る特別融資
- (5) 現行融資制度の軽減措置（利子補給期間の延長、支払猶予）
- (6) 中小企業各種共済、地震保険等共済金、保険金の早期確定と早期支払いの要請
- (7) 県内観光地の震災による風評被害対策

II 国への要請

1 激甚災害の早期の指定による財政支援と早期予算化

第2章 各会派の要望・申し入れ

県議会各会派は、次のような要望・申し入れを知事や総理大臣等に行った。

1 鳥取県議会自由民主党

平成12年10月10日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会自由民主党

会長 浜崎芳宏

県民が、「生きる力」と「働く喜び」を持続するために！

- 1 負傷者及び全壊・半壊被災者等への生活支援に万全を期すこと
 - (1) メンタルケア対策（負傷者・避難者への医師・保健婦の対応体制整備）
 - (2) 災害救助法による災害援助資金・生活福祉資金の更なる低利化の検討
 - (3) 生活復興単県資金の検討（災害救助法適用外）
 - (4) 災害見舞金の早期配付
 - (5) 相談窓口の充実
- 2 国への要請
 - (1) 激甚の早期指定
 - (2) 天災融資措置法の早期発令と農林水産復興
 - (3) 臨時国会での災害復興予算の計上（ライフライン・産業基盤の確保等）
 - (4) 災害市町村への財政支援（交付税前払・特別交付税等）
 - (5) 鳥取県への財政支援
- 3 産業復興
 - (1) 各種共済金・保険金の早期確定と早期支払の実施要請
農業共済・中小企業各種共済・地震保険等
 - (2) 現行制度融資の支払猶予
 - (3) 現行制度融資の予算枠の確保
 - (4) 融資保証枠の確保
 - (5) 新たな産業復興融資制度の創設
 - (6) 相談窓口の充実
 - (7) 埋立地の液状化の徹底調査と対策の早期樹立（竹内工業団地・塩害等）

4 ライフライン・産業基盤の復興

- (1) 市町村の災害対策事業への支援（財政支援も含む。）
- (2) 市町村への人的支援（派遣）の強化
- (3) 市町村の住民支援事業（住宅確保・生活不安解消・健康対策等）への支援
- (4) 県の災害対策事業の早期予算化と実施（予算の専決）

援助物資・住宅・道路・橋梁・治山・河川・港湾水産施設等

5 臨時県議会の早期開会

当面の災害対策の目処が立ち次第、臨時県議会を招集すること

平成12年10月13日

内閣総理大臣 森 喜 朗 様

（自治大臣、建設大臣、国土庁長官、農林水産大臣）

鳥取県議会自由民主党

会長 浜 崎 芳 宏

10月6日に発生した鳥取県西部地震につきましては、迅速なる対応をしていただき、厚くお礼申し上げます。

依然として続く余震のため、被災住民は避難生活を余儀なくされ、公共施設等の復旧も目処が立たない状況であります。

県といたしましては、住民生活の安定確保と被災地域の早期復興に向けて、全力を上げて取り組んでおりますが、国におかれましても一層の御支援を賜りたく、下記のとおりお願い申し上げます。

記

- 1 「災害対策基本法」に規定する激甚災害に指定し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の早期適用をお願いします。
- 2 鳥取県及び県内被災市町村に対する普通交付税の前払及び特別交付税措置等による格別の財政支援をお願いします。
- 3 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の早期発令をお願いします。
- 4 国道等のライフラインの早期復旧並びに港湾施設等の産業基盤の確保を図るため早期予算化をお願いします。
- 5 農地塩害対策事業を災害復旧事業で対応できるようお願いします。

平成12年10月14日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会自由民主党

会長 浜崎芳宏

県民が、「生きる力」と「働く喜び」を持続するために！

鳥取県西部地震が発生して以来、県議会自由民主党議員は手分けをして、現地被災状況を調査したところである。

その結果、県民が「生きる力」と「働く喜び」を持続するためには、生活基盤の中心となるべき住宅の再建が最も緊急の課題であることで、各議員の認識が一致した。

特に、中山間地域においては、このまま放置すると過疎の更なる進行につながり、地域一帯の生活基盤の崩壊が危惧される状況である。

また、米子市、境港市においては、中小零細企業が抱える経済不況、水産業の不振の最中での被災により、経済再建に向けた意欲の減退が懸念される場所である。

このような状況の中、被災住民の復興に対する意欲を喚起するために、以下のとおり、第二回目の緊急要望を行うものである。

記

1 被災住宅の新築、補修工事(全壊、半壊を問わず。)に対して、工事費の頭金に相当する程度の額を補助する鳥取県独自の制度を創設すること。

ただし、新築の場合は、同一地域内に新築するものとする。

2 液状化対策

(1) 安倍彦名団地及びその他の住宅団地の液状化対策を緊急に講じること。

(2) 埋立て農地に対しては、国並びに鳥取県で土壌改良を行うこと。

3 中小企業及び農林水産災害対策制度融資においては、金利0、保証料0で対応すること。

4 激甚災害に必要な被害額の積み上げを早急に行い、一日でも早く国の指定が受けられるよう努力すること。

なお、災害復旧事業を早期に実施するため、国の補正予算の確保を図ること。

5 県内観光地の震災による風評被害対策を早急に講じること。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会会派「信」

会長 松田一三

鳥取県西部地震に関する要望について

去る10月6日に発生した鳥取県西部地震は、県西部を中心とした各地に多大な被害をもたらし、地震被害からの復興と生活支援が急務となっていることから、下記のとおり要望します。

記

- 1 交通・建築物・上下水道等の公共建造物の早期修復を行なうこと。
- 2 生活及び農業用水路の早期修復と代替水路の確保を図ること。
- 3 上水道（井戸水・湧水利用）の水源（水系）変動に伴う緊急代替措置を行なうこと。
- 4 山林・耕地等の崩壊修復及び亀裂等の調査を行うこと。
- 5 液状化により陥没・傾斜した家屋に対する家屋被害対策を行なうこと。
- 6 埋立農地の液状化による塩害対策を行なうこと。
- 7 観光・宿泊等の「風評被害」対策を行なうこと。
- 8 漁業・農業（梨・柿等）の被害対策を行なうこと。
- 9 漁業者に対する無利息の融資制度を創設すること。
- 10 復旧・支援策の住民への説明の徹底を図ること。
- 11 FEMA（米国連邦緊急事態管理庁、Federal Emergency Management Agency）に範をとり、災害救助隊の導入を図ること。
- 12 震災直後電話がかかりにくい状態を解消するため、通信網の再点検を行なうこと。
- 13 液状化に対応した全般的な土地造成指針（ガイドライン）を制定すること。

平成12年10月27日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会社会・住民連合
会長 足立光徳

鳥取県西部地震災害対策に対する要望について

先に発生した鳥取県西部地震は、西部地域に多大な損害を与え、今も残る余震の中で、被災住民の不安は増大し、地域住民の生活と安全は未だ確保されていない状況となっております。

鳥取県議会 社会・住民連合は、こうした被災地住民や県民の要求を踏まえ、一日も早い県西部地区の復興を願い、下記事項を要望します。

記

- 1 被災者への生活支援に係る融資の緩和と利子補給を措置されたい。
- 2 被災者への精神的ケア及び相談窓口を充実されたい。
- 3 弱者及び障害者、低所得者に対し特段の配慮がなされるよう施策を充実されたい。
- 4 住宅融資の条件緩和及び利子補給と円滑化を図られたい。
- 5 液状化に伴う被害の復旧と今後の対策を実施されたい。
- 6 商工業に対する特例融資の創設と支援策を講じられたい。
- 7 農林水産業に対する支援を強力に行われたい。
- 8 被災者及び被災地への公的支援を拡充されたい。
- 9 激甚災害の指定に向け、国に対し強力に要請されたい。
- 10 被災地の市町村に対し十分な支援が行われるよう努力されたい。
- 11 地震観測地点の見直し及び計測器の増設により、的確な情報提供を行われたい。
- 12 災害復旧に乗じた悪徳業者の阻止指導を図られたい。
- 13 観光地などの風評被害への対応を強力に実施されたい。
- 14 高等学校の授業料免除及び奨学資金等の条件緩和を図られたい。

平成12年10月24日

鳥取県知事 片山善博様

公明党鳥取県議会議員団

団長 山崎建治

鳥取県西部地震による災害復旧対策および産業・経済、生活基盤等の早期再建をめざして

10月6日(午後1時30分頃)、地震発生以来、県の迅速かつ的確な対応は被災者・被災地域の不安と困惑を和らげる上で、おおいに効果があったと評価し、敬意を表するところです。

とはいえ、被災者・被災地域の闘いはこれからが本番です。安心と希望を見出せる更なる施策の速やかな実現を切望するところです。

県の速やかな対応を良とするところですが、現段階で特に留意すべきと思われる事項につき、以下要望いたします。

I 産業経済基盤の復旧整備

1、境港、港湾の復旧

- かに籠岸壁、40000 t パース他

2、竹内工業団地の復旧

- 土壌改良(液状化防止対策)
- 道路、用水路等の基盤再整備

3、幹線道路の復旧整備

4、被災企業・事業所に対する再建支援

- 復旧・補償等に対応する無利子資金や無担保保証制度等の支援
- 各種現行制度の条件緩和や円滑かつ弾力的な運用
- 雇用安定対策

5、農林水産業に対する支援

- 漁業者、水産加工業者、農業者、林業者の減収等に対する緊急支援
- 干拓地における塩害防止対策および排水路の補修に対する支援

II 生活支援

1、個人住宅の新築・補修にかかわる助成制度の創設

2、県住宅供給公社の造成地における液状化防止対策と補償

- 3、大沢川放水路改修と被災家屋に対する補償
- 4、被災による生活困窮者に対する救済処置と経済支援
- 5、被災者に対するメンタルケア
- Ⅲ 公共建築物の早急な復旧
 - 被災小中学校、高等学校の校舎、敷地の復旧
 - 日野病院の迅速な移転、西伯病院の復旧整備、福祉施設の復旧整備
- Ⅳ 地域防災対策の一層の充実
 - 災害情報の告知等、整備の遅れている市町村の解消
 - 備蓄体制の充実
 - 自治体とボランティアの連携強化
- Ⅴ 被災市町村に対する財政支援策の充実
- Ⅵ 観光施設の積極的推進

5 日本共産党鳥取県議員団

平成12年10月25日

鳥取県知事 片山善博様

日本共産党鳥取県議員団
団長 松本芳彬

鳥取県西部地震対策に関する申し入れ

地震による被害はひろがっており、被災者の健康、生活、営業など全般にわたって重大な影響が出ています。

不要不急の大型プロジェクトを中止し、基金を取り崩し、被災者の生活再建のため全力を尽くされるよう、緊急申し入れに加えてつぎの点を申し入れます。

1.

- ① 憲法25条の見地から「住宅」などに対する国の公的保障や助成制度を確立するよう政府に求めること。
- ② 災害救助法は西部地震にあった全地域を指定するようひきつづき国に強く求めると共に県として独自の支援(指定自治体と同等の)をおこなうこと。

2. 住宅について

県が全壊300万円、半壊150万円の助成の方針を示されたことは評価します。しかし低所得者、ローン支払い中の世帯の実態は、これでは家を建て直し、また改修することは困難です。

こうした中で溝口町は、年収250万円以下について町が住宅を建設し、そこに住みつづけられるようにする方針を出されました。

こうした状況下で鳥取県として

- ① 老人だけの世帯、母子、寡婦世帯、現在ローンの支払いの中で新たな借金による住宅建設の不可能な方も、一定利用でき、住宅建設ができるようにするため、助成金額の引き上げをすること。
 - ② 県営住宅を住んでいるところに建設すること。
 - ③ 石垣も様々です。400～500万円かかるところもあり、状況に見合った助成をし、安全確保、二次災害をふせぐこと。
3. 震災による心労、過労により病気の方が出ています。被災による心のケア支援をおこなう長期の体制等について具体化し情報(どこで受診できるかを含め)を全被災者に早く知らせ、支援すること。
4. 小企業は直接の被害と共に、地元商店街は「パッタリと客足がとまった」といわれているように消費不況に追いうちで年末を控え、深刻な状況である。
- ① 政府の中小企業安定化特別保証制度の借り増し返済猶予・返済期間の大幅延長。
 - ② その他の現行融資の支払い猶予、利子補給期間を延長すること。
 - ③ 出前営業相談体制を強化し、共に再建にとりくむこと。
5. 農業共済に入っていない赤梨(8～9割もの被害)など農業被害を救済すること。
6. 皆生温泉をはじめ、旅館、ホテルの予約キャンセルによる11億円をこえる被害へのきめ細かな対策。
7. 県住宅供給公社の造成した住宅地被害への責任を明確にし、救済のため早期の対応をすること。
8. 崎津住宅団地の環状道路、歩道・側溝補修の市負担分は県が負担すること。
9. 赤線、青線(道路)の改修は国の負担とするよう要求すること。
10. 大沢川の暗渠放水路上の米子市上後藤6区～9区、旗ヶ崎5区、8～9区の49戸の被害について責任を負うこと。
11. 長期にわたる不眠不休の救済業務に当たられた県職員の健康管理、心のケアに万全を期すこと。
12. 被災市町職員にも同上の配慮を。
13. 市町村への職員の派遣は、自主的、要請にかかわらず、人件費を求めないこと。

平成12年10月13日

鳥取県知事 片山善博様

鳥取県議会カレッジ

代表 長谷川 稔

鳥取県西部地震に対する申し入れ

米子市、境港市、西伯町、日野町、溝口町、会見町における被害状況について、今回調査活動をおこなった結果、今後の対応について下記の事項について申し入れます。

- ① 災害援助法では、対象が限定され、また、今後、余震や雨で被害が拡大する可能性があり、激甚災害法の申請を進めること。
- ② 今回の地震は液状化現象などにより、使用不能な住宅が多く実情は建て替えが必要となり、「被災者生活再建支援法」の適用を申し出ること。
- ③ 仮設住宅の必要戸数を的確につかみ、早期に着工すること。
- ④ 新築の日野病院の開設予定を可能な限り早めることにより、患者、利用者の安心を図ること。
- ⑤ 境港港のカニかご岸壁の改修、及び竹ノ内団地の本格的な復旧整備を図ること。
- ⑥ 彦名、富益など県住宅供給公社の造成した住宅地について、公社として被害の対応窓口に当たること。
- ⑦ 彦名干拓地で液状化した水田、畑地の復旧について、中海淡水化中止に伴う本格水源確保の問題と任せて抜本的措置を講じること。
- ⑧ 建物の解体、住宅内の片付けから出るガレキの処理について、搬入先の確保など便宜を図ること。尚、その際家電製品のフロン抜き取りなど環境問題に配慮した対応をとられること。
- ⑨ この度の県の迅速で、市町村と一体となった対応は好感をもたれている。
今後、引き続き協力体制をとると同時に、国へ市町村の被害状況申請に当たっては、キメ細かく拾い上げ特別交付税措置に万全を期すこと。
- ⑩ 県は観光施設をはじめ、県内の旅館、ホテルは平常通り営業しており、受け入れ体制が整っていることをPRすること。

第3章 臨時会・定例会

第1節 全員協議会等

1 議会運営委員会

10月27日、鳥取県西部地震による災害対策についての臨時会を11月2日に召集したい旨知事から議長に申し出があり、10月27日午前11時15分から議会運営委員会を開催し、執行部から提出予定議案の説明を受け、議事日程等を協議した。なお、地震被害に関する請願、陳情に限り、当該臨時会に付議することに決定した。

2 全員協議会

10月27日午前11時37分から全員協議会を開催し、片山知事から鳥取県西部地震による被害の状況、災害の応急復旧対策について概要説明が、平井総務部長から被害状況の報告と補正予算の概要について詳細説明が、池上企画部次長から国への緊急要望の状況について説明が行われた。

主な論議事項は次のとおりである。

- (1) 補正予算の財源の対応について
- (2) 被災者向けの住宅復興対策について
- (3) 市町村の財政負担について
- (4) 激甚災害指定の見通しについて
- (5) 土地の液状化被害への対応について

3 各会派説明会

10月27日午後1時から各会派に提出予定議案について執行部から説明が行われた。

第2節 11月臨時会

11月臨時会の審議状況等を議事順序に従って記載すると次のとおりである。

1 本会議

11月2日午前10時17分開会、会期を1日と決定し、議案第1号として災害復旧費や被災者向け住宅復興補助金等総額279億3,904万円の平成12年度一般会計補正予算並びに議案第8号として、災害復旧について緊急を要する応急工事費等総額50億円の平成12年度一般会計補正予算の専決処分の承認についてなど8議案を上程し、片山知事から提案理由の説明があった後、暫時休憩した。

2 常任委員会

本会議休憩の間に付議案予備調査の各常任委員会が開催され、それぞれ所管別に説明を受けた後、質疑を行った。

主な論議事項は次のとおりである。

○総務教育常任委員会

- (1) 私立学校災害復旧費補助事業について
- (2) 私立高等学校生徒授業料減免事業について
- (3) 鳥取県西部地震風評被害対策事業について
- (4) 県立施設災害復旧事業について
- (5) 震災対策業務職員経費について
- (6) 市町村資金貸付基金への繰出金について
- (7) 市町村振興交付金について
- (8) 専修学校等奨学資金貸付事業費について

○福祉環境警察常任委員会

- (1) 災害援護資金の貸付について
- (2) 社会福祉施設等の災害復旧事業費について
- (3) 備蓄費について
- (4) 小規模作業所等の災害復旧費について
- (5) 生活福祉資金等の利子補給について
- (6) 自然公園施設の災害復旧について
- (7) 公衆浴場の災害復旧支援について
- (8) 鳥取県災害対策本部及び西部本部の運営に要する経費について
- (9) 震度計の整備について
- (10) 災害警備活動に要する経費について
- (11) 警察施設の災害復旧費について
- (12) 交通安全施設の災害復旧費について

○農林水産常任委員会

- (1) 被災した耕地及び林道、治山、漁港各施設の復旧について
- (2) 農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費に対する助成について
- (3) 農業者、漁業者及び水産加工業者等が復旧等のために資金借入した場合の金利、保証料の助成について
- (4) 激甚指定外市町村の農地小災害復旧事業に対する助成について
- (5) 大沢川周辺の被災状況等調査について

○土木商工常任委員会

- (1) 被災者向け住宅復興事業について
- (2) 液状化技術的検証・対応策検討事業について
- (3) 2次災害対策について

- (4) 公共施設の耐震補強について
- (5) 震災対策商工業復興支援緊急対策事業について
- (6) 観光面での風評被害の防止対策について
- (7) 震災の影響に伴う雇用対策について
- (8) 商店街の震災復興対策について
- (9) 工業団地における液状化被害について
- (10) 被災者向けの住宅復興助成事業に対する市町村の財政負担の軽減措置について

3 本 会 議

午後1時49分再開し、議案第1号から第8号について、質疑を行った。

主な論議事項は次のとおりである。

○石黒豊議員（自由民主党）

- (1) 鳥取県西部地震・激甚災の指定について
- (2) 各種融資制度の周知方法について
- (3) 住宅再建支援策について
- (4) 被災者の心のケア体制について
- (5) 道路等の復旧整備について
- (6) 商港、漁港の復旧について
- (7) 液状化対策に対する県の対応について
- (8) 緊急融資制度について
- (9) 市町村の財政負担に対する県の支援策について
- (10) 小規模災害復旧事業に対する配慮について
- (11) 倒壊家屋改築補助への県の財政負担について

○福間裕隆議員（会派「信」）

- (1) 鳥取県西部地震・市町村の財政支援について
- (2) 被災状況把握のための調査費に対する補助について
- (3) 市町村独自の公共施設被害に対する補助について
- (4) 商工業復興支援緊急対策事業の弾力的な対応について
- (5) 信用保証協会の認定のあり方について
- (6) 安部彦名団地の被害に対する対応について
- (7) 大沢川周辺の被害に対する対応について
- (8) 災害査定調査期間の延長について
- (9) 被災高齢者住宅改修資金の金融機関の貸し渋りについて
- (10) 避難場所の安全度について

- (1) 地震発生後の県の対応について

○杉根修議員（社会・住民連合）

- (1) 鳥取県西部地震・町村の対応に対する感想について
- (2) 激甚災の指定について
- (3) 住宅復興の支援策について
- (4) 住宅損壊の判定について
- (5) 児童生徒の心のケアに当たる臨時講師の採用について
- (6) 生活支援策について
- (7) 住宅修繕代金支払いの公的機関での保証について
- (8) 地震専門家の意見を参考にした防災対策について
- (9) 防災体制の見直しについて

○長岡和好議員（公明党）

- (1) 鳥取県西部地震・大沢川周辺被災状況調査の完了時期について
- (2) 被災者向け住宅復興補助事業について
- (3) 液状化対策について
- (4) 公共施設の被害調査に対しての県職員の派遣について
- (5) 家屋損壊の判定基準について
- (6) 住宅復興補助制度の地方負担に係る県貸付金の取り扱いについて
- (7) 住宅団地の土地改良について
- (8) 児童生徒の心のケアについて
- (9) 行政に携わる者の姿勢について

○大谷輝子議員（共産党）

- (1) 鳥取県西部地震・市町村資金貸付金の要望状況について
- (2) 大沢川周辺の被害状況調査について
- (3) 社会福祉施設の被害について
- (4) 住宅の原状回復のための対策について
- (5) 住宅再建についての市町村の負担について
- (6) 石垣、擁壁修繕に対する補助金の増額について
- (7) 土地改良事業負担金について
- (8) 大沢川周辺の被害状況調査について
- (9) 住宅のあっせんについて
- (10) 竹内工業団地の液状化について
- (11) 震災対策商工復興資金について

○長谷川稔議員（カレッジ）

- (1) 鳥取県西部地震・災害救助法適用除外地域に対する手当てについて
- (2) 液状化に対する住宅供給公社の責任について
- (3) 住宅再建資金対策について
- (4) 擁壁補修事業について
- (5) 竹内工業団地への送水対策について
- (6) 水産加工業者への操業支援について
- (7) 地震による埋設農薬施設への影響調査について
- (8) 瓦れき処理について
- (9) 災害時における医療体制の充実について
- (10) 原子力防災対策について
- (11) 県独自の防災の日の設定について
- (12) 家屋損壊の判定基準について
- (13) 復興対策本部の今後の取り組みについて

以上の質疑が行われ、終結後知事提出議案8件と震災関係の陳情11件を、それぞれの所管の常任委員会に付託し、暫時休憩した。

4 議会運営委員会

本会議休憩の間に議会運営委員会が開催され、本会議の常任委員長報告において、鳥取県西部地震の現地調査について報告することが了承された。

5 常任委員会

議会運営委員会終了後、本会議休憩の間に付託案件審査の各常任委員会が開催された。

6 本会議

午後7時13分再開し、各常任委員長から委員会の審査結果及び鳥取県西部地震の現地調査について報告が行われ、採決の結果、知事提出議案8件は委員長報告のとおり起立全員で原案のとおり可決、承認し、議案第1号に対する附帯意見を付することについても起立全員で決定し、陳情11件も委員長報告のとおり全員異議なく採択、趣旨採択と決定した。

第3節 12月定例会

12月4日開会の12月定例会の本会議における災害に関する主な論議事項は次のとおりである。

【12月6日】

○初田勲議員（自民党）

- (1) 鳥取県西部地震の残された課題・初動体制について
- (2) 救援物資について
- (3) 住宅復興支援策について
- (4) 県の財源確保について
- (5) 市町村への財政支援について
- (6) ボランティアの整備充実について

【12月8日】

○杉根修議員（社会・住民連合）

- (1) 西部地震からの課題について

○山崎建治議員（公明党）

- (1) 鳥取県西部地震を踏まえた今後の防災対策について
- (2) 活断層の調査について
- (3) 液状化対策について
- (4) 公共施設の耐震補強工事について
- (5) 市町村の防災体制に対する知事の所見について
- (6) 鳥取県内の土砂災害危険個所対策について
- (7) 防災拠点としての学校の位置づけについて

○大谷輝子議員（共産党）

- (1) 震災復興について
- (2) 住民の安全を守る対策・激甚災の指定について
- (3) 液状化被害に対する県の責任について
- (4) 農業被害の復旧支援について
- (5) 復旧に要する測量設計コンサル料の町負担軽減について
- (6) ため池、水路の早期復旧について
- (7) 山林崩落危険個所の早急な工事促進について
- (8) 県道の復旧見通しについて
- (9) 被災地への県営住宅の優先的建設について
- (10) 被災農村地域での地産地消の取り組みについて
- (11) 住宅復興補助金と財政支援について

- (12) 高圧線鉄塔の地震による被害対策について
- (13) 島根原子力発電所の防災対策について
- (14) 市町村に対する財政支援について
- (15) 赤線、青線について

【12月11日】

○石黒豊議員（自民党）

- (1) 鳥取県西部地震の防災復旧対策・自衛隊活動に対する評価について
- (2) 鳥取空港における自衛隊輸送機の慣熟飛行について
- (3) 重要港湾境港の耐震バースの整備について
- (4) 地震対策特別融資の実効性について
- (5) 臨港道路の整備について
- (6) 地震被災企業に対する金融支援策の継続について

○川上義博議員（自民党）

- (1) 個人住宅復興基金の創設について
- (2) 地震被害家屋修繕費の査定について
- (3) 地震被災住宅支援対策について
- (4) 防災ヘリコプターの運航経費について

○長岡和好議員（公明党）

- (1) 中山間地域の活性化対策について

【12月12日】

○米井悟議員

- (1) 原子力防災対策の整備について
- (2) 鳥取県西部地震による住宅崩壊とシックハウス病について

【12月18日】

議員提出議案第7号「被災者の住宅再建に対する支援制度の創設を求める意見書」が追加上程され、採決の結果、起立全員で原案のとおり可決された。

平成12年12月18日

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣 様
国土庁長官
衆・参両院議長

鳥取県議会議長 廣江 弼

被災者の住宅再建に対する支援制度の創設を求める意見書

平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震においては、幸いにして死者はなかったものの、中山間地域を中心として、多数の住宅に甚大な被害が生じている。住宅は、生活に必要不可欠なものであり、被災者は一刻も早い住宅の再建を望んでいるが、被災地の多くは過疎地域で、被災者には高齢者が多いことから、住宅の再建には困難を極め、被災者は今後の生活に不安を感じていた。

このため、本県では、地域の活力を維持する観点から、市町村とも協力の上、被災者の住宅再建に対する補助制度を独自に設けたところであるが、この補助金には多額の財源を要し、本県及び市町村の財政に深刻な影響を与えている。

そもそも自然災害は、全国どこでも発生する可能性があり、その被害も一地方にとどまらないものである。また、被害金額も非常に大きくなるため、地方公共団体だけで対処することは極めて困難である。

よって、政府におかれては、被災者の生活に必要不可欠な住宅の再建に対する国の支援制度を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第4節 2月定例会

3月23日、議員提出議案第2号「被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書」が追加上程され、採決の結果、起立全員で原案のとおり可決された。

平成13年3月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
国土交通大臣

鳥取県議会議長 廣 江 式

被災者住宅再建支援のための基金の創設を求める意見書

本県では、平成12年10月6日の鳥取県西部地震の教訓を踏まえ、自然災害に伴う住宅再建に対して公的支援を行うために、市町村の協力も受けて、被災者住宅再建支援基金を創設することを検討している。

しかし、自然災害からの地域の再建は、地方自治体だけに責任があるのではなく、国にも責任があることから、国において、全国規模の基金を創設することが望ましいところである。

よって、政府におかれては、被災者の住宅再建に対する公的支援制度に関し法律を整備するとともに、全国規模の基金を早急に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。